

イ イタリア

1931年内閣に観光監督局を設置する特別政令が施行され、ついで同局は1934年同じく特別政令をもって情報宣伝部(翌年省に昇格)に移管された。これが同国における中央観光行政機関のはじめであり、同国の観光事業に関するいっさいの事項は同局の管轄下に統合し、整備が図られることとなった。

同局は1947年の国家仮首長令で戦後ふたたび総理府の直轄下に設置された。

その所掌事務は (ア) 観光事業機関の活動に関する立案 (イ) ホテルおよび一般の観光施設の再建および改善の助成ならびに国内観光資源の保全整備を目的とする法令の適用の促進および監督 (ウ) 観光事業に関する各官庁間の調整 (エ) 観光関係の全国および地方的団体・機関等の活動の指導・調整 (オ) ホテル業、外客の旅行に直接関係のある建築物その他の施設および旅行あそび業の監督 (カ) 観光関係の公の国際会議への参加等である。

観光監督局長の諮問機関として中央観光評議員会があり、議長は観光監督局長、委員は内閣総理大臣により任命される。関係各省および観光関係の交通・宿泊・商工業・旅行あそび業・銀行・労働者等々の代表者によって構成され、その内部に関する特定の問題を研究するため専門委員会を設置しうることになっている。

また1937年の緊急政令および法律により、法人権を有し自主的管理権を持つ県観光協会が設置された。本協会は情報宣伝部(翌年省となる)の直轄下に置かれ、その役員は情報宣伝大臣が直接これを任命する。その所掌事項は ① 県観光事業の発展に利害関係を有する市町村および諸機関・団体間の連絡、事業の調整 ② 観光関係催物の企画・開催およびその調整・促進 ③ 観光事業の研究・実施 ④ 観光事業に関する建議・意見の開陳 ⑤ 情報宣伝省から委嘱される事項の実施等である。

つぎにその運営経費であるが、これは観光地自治会および自治会の設置されていない観光地を擁する市町村からの醸出金、観光事業による受益者からの特別醸出金等によって支弁される。

また1929年の特別政令によって全国観光協会の組織が定められた。同協会は半官半民の観光宣伝の実施機関であり ① 国内および対外観光宣伝の実施 ② 観光統計の集計 ③ 案内所・宣伝事務所の経営(翌年案内所はイタリア旅行会社「リット」に譲り、旅行あそび業から手を引く) ④ ホテル業その他の観光関係事業の保護・助成および指導 ⑤ 観光地の事業活動の調整等に当ることとなった。

その財源は特別政令にもとづき、国庫からの補助、国有鉄道からの醸出、観光関係の諸機関・業者および観光事業の受益者たる商工業者からの醸出等によってまかなわれている。

同国の観光機構は戦後も大きな変革は行われていない。

参考文献 「国際観光」誌 No.2~6 (1948~49) 国井富士利稿 「観光事業と方法」(国井富士利)

かいざいしゃ 介在車 * 集結輸送を行うに当り、行先指定区間行の貨車ではあるが、*「貨物輸送手続」中貨車集結方の「列車組成ならびに貨車集結欄」に指定された連結指定箇所(列車を組成する連結位置)以外の位置に連結した貨車をいう。ただし集結区間行貨車の中間に連結された代用車が、集結区間行または集結区間以遠行のものであった場合には、代用車列外に連結されてあっても介在車ではない。

また*代用列車であって途中の積卸駅の小口貨物積卸ホーム有効長の関係から、もし代用車を最後部に連結すればホームからはずれ、荷役支障を与える場合は、代用車の連結箇所を荷

扱のしやすい箇所まで機関車寄とするが、この場合には代用車列の後部に一般車扱貨車を連結して列車牽引(けんいん)定数の充実に図っている。このように代用列車の代用車列の後部に連結されるものは後部介在車と称されているが、単に介在車ともいわれている場合が多い。(菅野太次)

かいざつがかり 改札掛 駅におかれる職で駅長の指揮をうけてホームへの入口で乗車券類の入検を行い、ホームよりの出口で乗車券類を集札し、旅客運賃料金の追徴または払もどし等の事務を行うものである。(加藤誠次郎)

かいざつきょう 改札鉄 旅客が旅行を開始する場合、鉄道は駅員無配置駅の場合を除いて必ず改札口において乗車券の検査を行うこととなっている。この場合定期乗車券・団体乗車券および貸切乗車券の場合を除いて、その検査を行ったことを明らかにするため、原則として乗車券類の下部に鉄こんを残すこととしているが、その際に使用する鉄を改札鉄という。

改札鉄を使用して乗車券類に入検することは旅客の旅行開始を意味するものであって、乗車券類の効力の判定、旅客運賃・料金計算上等に大きな役割を果たすものである。改札鉄はその鉄こんを駅ごとに異にするように配備され、その種類は十数種におよび鉄道管理局長が駅ごとにこれを定める。(平林喜三造)

がいさんばらい 概算払(国鉄会計の) 金銭債務は存在するがその金額が支払の際未確定な場合に、特約により概算金額をもって支払をすることを行い、国鉄の金銭債務履行の場合にとられる特殊な形態の1つである(日本国有鉄道会計規程第61条)。なお旅客が乗車中に乗越しなどで不足運賃を支払うときの概算払については*「旅客運賃の概算払」。

元来国鉄がその金銭債務履行のため支払をする場合は、当該債務が確定し且つ履行期にあることが要件であるが、経費の性質上概算金額をもって支払をしなければ事務に支障をおよぼすようなものがあるので、このような経費の支出については、例外として一定の範囲を限りこれを行うことは、企業運営上必要なことといわねばならない。

この意味において概算払は前金払と同様支出の特例をなしているが、これは債務履行期到来前に支払をする点においては前金払と類似するが、債務金額が未確定である点において前金払と区別される。概算払は債務金額が未確定のものに対して支払われるものであるから、事後その金額が確定したときには当然その精算を必要とする。しかしながら債務関係は前金払と同様、契約その他によって存在しているのであって、将来発生すべき債務に対する支払ではない。

概算払ができる経費等はつぎの通りである。

(1) 旅費 (2) 国、地方公共団体その他の公法人または公益法人に対して支払う経費 (3) 負担金及び分担金 (4) 特別の事由により総裁の承認を得たもの。(渡辺耕一)

がいしがたしんだん 碍子型遮断器 (英) porcelain type circuit breaker 送電線・配電線に保護装置として使用される遮断器の一種。遮断器は送電線・配電線において常時負荷電流の開閉を行うばかりでなく、これらに故障が発生したときに速やかに故障電流を遮断して送電線・配電線につながっている発電機・変圧器のような重要機器を、故障した線から切り離して保護することがその使命である。碍子(がいし)型遮断器は少量の油ですむのがその大きな特長である。現在製作されている66KV以上の高圧大容量の遮断器の大部分はこの型である。碍子型は絶縁油を消弧媒材としてのみ使用し、絶縁目的には碍管およびベークライト筒等の固体絶縁物を使用している。したがって消弧媒材としての絶縁油はきわめて少量で足りるので小油量